

あきた数学教育学会査読要領

(目的)

第1条 この要領は、あきた数学教育学会（以下、「本会」という）の投稿規定第6条に基づき、査読に関して必要な事項を定める。

(査読者の決定)

第2条 査読者は、投稿者を除く本会会員から編集部が応募論文1本につき2人の査読者を決定する。なお、それぞれの投稿論文に対する査読者の名前は公表しない。査読者は、学会誌の奥付に一括して掲載する。

(査読の目的と観点)

第3条 査読は、秋田県の数学教育の発展に努め、数学文化の振興・創造に寄与するよう、また、教員の研修の輪を広げ、秋田の授業力と共同研究システムを継承・発展させるよう、研究の目的や方法の適切さ、論旨の一貫性、先行研究との関連等の観点で行う。

(総合評価の区分)

第4条 査読は、次に示す区分で総合評価を行う。

- (1) 「1. 採用」とは、論文の修正なしで、または軽微の修正を経て年報に掲載するものである。
- (2) 「2. 条件付採用」とは、論文の修正意見を投稿者が受け入れる場合には、学会誌に掲載するものである。修正は事務局が確認する。
- (3) 「3. 修正再審査」とは、論文の修正を行った上で、再投稿をしてもらい、改めて査読を行うものである。改めて査読するため、掲載は早くとも次号の扱いとなる。
- (4) 「4. 不採用」とは、本会の学会誌には適さないと判断したものである。

(所見の記入)

第5条 所見は、総合評価が「2. 条件付採用」、「3. 修正再審査」の場合に記すものとする。修正部分、修正の仕方などが具体的に分かるように記す。「4. 不採用」の場合は、不採用の理由を記す。

(査読結果の通知)

第6条 査読結果は、査読票が事務局に届きしだい、投稿者に通知する。

(学会誌への掲載)

第7条 学会誌への掲載は、採用が決定した順に掲載する。同日に採用と決定された場合は、受付の順とする。なお、掲載にあたっては、「原稿受付日」を記載する。

(査読者との連絡)

第8条 査読者は投稿者と連絡をとることはできない。投稿についての問い合わせ等の対応は、事務局が行うものとする。

附 則

- 1 この会則は、2018年4月1日より実施する。